

小樽市立学校における働き方改革 行 動 計 画

平成30年7月
小樽市教育委員会

1. はじめに

学校をめぐる環境の複雑化、多様化により、教員には様々な対応が求められており、このことが、教員の長時間労働の要因の一つとなっています。

国においては、中央教育審議会の「学校における働き方改革に係る緊急提言(平成29年8月)」に基づいて公表された「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(中間まとめ)(平成29年12月22日)」を受けて、文部科学省の「学校における働き方改革に関する緊急対策(平成29年12月26日)」がまとめられました。

また、北海道教育委員会(以下、「道教委」という。)においても、「学校における働き方改革北海道アクション・プラン(平成30年3月)」が公表され、その中で、道内全ての学校における働き方改革を進めるための業務改善の方向性を示すとともに各市町村の教育委員会による計画的な取組が求められています。

このような国や道教委の動向を踏まえ、本市における取組について「小樽市立学校における働き方改革 行動計画」を作成しました。

2. 行動計画の性格

本行動計画は、小樽市立学校における働き方改革を推進するため、小樽市教育委員会(以下、「市教委」という。)及び各学校が取り組んでいく項目をまとめたものです。

3. 行動計画の期間

平成30年度から平成32年度の3年間とします。

4. 行動計画の目標及び指標

(1)目標

1週間当たりの勤務時間が60時間を超える教職員をゼロにする。

(2)指標

- ① 部活動休養日を完全に実施している部活動の割合
・・・100%
- ② 変形労働時間制を活用している学校の割合 ・・・100%
- ③ 定時退勤日を月2回以上実施している学校の割合
・・・100%
- ④ 学校閉庁日を年9日以上実施している学校の割合
・・・100%

5. 具体的な取組

市教委及び学校は、地域や各学校の実情を踏まえ、次の取組を行う。

(1)本来担うべき業務に専念できる環境の整備

- ① スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育支援員、スクール・サポート・スタッフ等の配置及び派遣を進めるとともに、部活動の指導体制については、国や道教委などの動向を見ながら、部活動指導員の配置を検討する。
- ② 校務支援システムについて、教員の異動や近隣市町村との連携を鑑み、道教委が普及を進めているシステムなどの導入を検討する。

(2)部活動に係る負担の軽減

① 部活動休養日の完全実施

- ・ 毎週平日は、1日以上休養日を設定する。
- ・ 毎週土・日曜日(・祝日)は、1日以上休養日を設定する。
- ・ 学校閉庁日(夏季休業期間内3日、年末年始の休日6日及びこれらと連続する土・日曜日・祝日)は部活動休養日とする。
- ・ 大会やコンクール等の前で、やむを得ず活動を行う場合は、代替の休養日を設定すること。
- ・ 休養日は学校で行う朝練習や自主練習も行わないこと。

② 部活動の時間の制限

- ・ 活動時間は、平日2時間程度(朝練習、自主練習の時間を含む)、土・日・祝日及び長期休業日は、大会やコンクール等への出場、練習試合、合宿等を行う場合を除き、半日程度で終了すること。

③ 部活動の活動時間や休養日等の計画及び実施状況を把握するため、道教委が提供するエクセルファイルを活用する。

④ 部活動指導員の配置を検討する(再掲)。

(3)勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実

① ワークライフバランスを意識した働き方の推進

- ・ 職員一人一人がワークライフバランス(仕事と生活の調和)の視点を積極的に取り入れ意識改革が図られるよう、月2回以上の「定時退勤日」や年2回以上の「時間外縮減強調週間」を設ける。

② 長期休業中における「学校閉庁日の設定」

・ 夏季休業期間

8月15日前後の土・日曜日・祝日以外の特定の3日間を各学校において設定する。その際、土・日曜日・祝日と合わせることで、可能な限り長期の休暇となるよう配慮する。またこの特定の3日と連続する土・日曜日・祝日についても「学校閉庁日」として取り扱う。

・ 冬季休業期間

12月29日から1月3日までとする。

また、上記期間と連続する土・日曜日についても「学校閉庁日」として取り扱う。

- ・ 学校閉庁日は原則として部活動の休養日とする。

・ 夏季休業期間中に設定する3日間のサービス上の取扱い等

- (イ) 勤務を要する日であるため、年次有給休暇や特別休暇の取得、週休日の振替等により対応すること。

- (ロ) 休暇取得は強制ではないが、やむを得ず出勤する必要が生じた場合は、開錠・施錠は出勤者の責任で行うこととし、管理職員の出勤は不要とする。
- (ハ) 緊急時の連絡先は、市教委とし、保護者等には、文書により事前周知する。

③ 勤務時間の把握

学校は市教委が提供する勤務時間記録簿(エクセルシート)、タイムカード、勤務管理ソフト等を活用し、所属職員の出退勤データを把握し、職員の勤務時間を集計する。

(4)教育委員会による学校サポート体制の充実

① 負担軽減の推進

市教委から学校を対象として行う調査について、実施の必要性を踏まえて精選や見直しを行うとともに、提出期間を十分に確保し、一定期間に業務が集中することのないよう取り組むなど、教職員の負担の軽減につながる取組を推進する。

② 勤務時間に関する制度の有効活用の促進

4週の期間内での変形労働時間制、週休日の振替に係る勤務時間スライド・振替期間の特例、週休日における3時間45分の割振りの変更など、教職員の勤務時間に係る制度が有効に活用されるよう、働きかけを行う。

6. 取組の検証

市教委及び学校は、毎年度、取組の実施状況について検証を行い、その結果及び国などの働き方改革の動向を踏まえた新たな取組の追加や効果が見られない取組の見直しなどの改善を行う。

◇年度計画表

取組内容	H30	H31	H32
■学校課題に応じた専門スタッフ等の配置			
スクールカウンセラーの派遣	○	◎	◎
特別支援教育支援員の配置	○	◎	◎
スクール・サポート・スタッフの活用	○	◎	◎
部活動における外部コーチの活用	検討		
■校務支援システムの活用	検討		
■部活動の休養日の設定			
毎週平日:1日以上	○	◎	◎
毎週土・日曜日(祝日):1日以上	○	◎	◎
学校閉庁日(夏季休業期間内3日、年末年始6日)	○	◎	◎
■部活動の活動時間の設定			
平日:2時間程度	○	◎	◎
土・日曜日(祝日):半日程度	○	◎	◎
■ワークライフバランスを意識した働き方改革の推進			
月2回以上の「定時退勤日」の設定	○	◎	◎
年2回以上の「時間外勤務縮減強調週間」の設定	○	◎	◎
■長期休業期間中における「学校閉庁日」の設定	○	◎	◎
■勤務時間を把握するためのシステムの活用	○	◎	◎
■教育委員会による学校サポート体制の充実			
調査業務等の見直しによる負担軽減の推進	○	◎	◎
勤務時間に関する制度の有効活用の促進	○	◎	◎

○⇒年度中に実施 ◎⇒年度当初から実施